

## 令和3年度「安全装置等」助成金受付開始

- ・後方視野確認装置（バックカメラ＆モニター）
- ・側方視野確認装置
- ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- ・IT機器を活用した携帯型アルコール検知器

一般社団法人 鳥取県トラック協会

### 1. 申請受付期間

#### (1) 1次受付期間 令和3年7月1日～令和3年8月31日

予算オーバーの時は、予定台数に比率（総申請数分の各社申請数）を掛けて助成数を決定します。（1台未満切捨て、但し最低数は1機）

但し、1事業者1機で予算オーバーする場合は、アンケート提出者を優先し、その後、先着順とする。

#### (2) 2次受付期間令和3年9月1日～令和3年12月24日

1次受付で各予算毎に余裕がある場合のみ受付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

**\*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

### 2. 申請対象者

- (1) 令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に、新品装置を購入（現金・割賦販売）またはリースで装着する会員事業者で、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

### 3. 対象装置

- (1) 次の装置で（公益）全日本トラック協会が認めたものとする。（別表の通り）

#### ①後方視野確保支援装置（吊下げ型・ミラー型）で、

ア 後退時の後方視野が確保できること

イ 運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること

**【注意】** 装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないこと

#### ②側方視野確認支援装置（全ト協助成金のみ）

#### ③呼気吹込み式アルコールインターロック（全ト協助成金のみ）

#### ④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（全ト協助成金のみ）

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該危機による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限り助成する

- (2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

### 4. 助成金額・予算枠

#### (1) 助成額

##### ①後方視野確保支援装置（吊下げ型・ミラー型）

装置1台当たり導入費用の2分の1で限度額は60,000円（含む全ト協助成金）。ただし、千円未満は切捨てとする。

内訳は、鳥ト協が40,000円、全ト協が20,000円を限度とし各予算枠の関係で片方だけの助成となる場合もある。

##### ②側方視野確認支援装置（全ト協助成金のみ）

車両1台につき対象装置ごとに、全ト協で20,000円を助成。

##### ③呼気吹込み式アルコールインターロック（全ト協助成金のみ）

車両1台につき対象装置ごとに、全ト協で20,000円を助成。

- ④ I T 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（全ト協助成金のみ）  
検知器 1 台当り、全ト協で 20,000 円を助成。
- (2) 予算枠 鳥ト協 440 万円（後方視野確保支援装置）  
全ト協 164 万円（①・②・③・④装置で）
- (3) 助成条件  
国からの補助金が交付された装置に対しては、助成対象外となります。

#### 5. 鳥ト協の助成上限台数（1 事業者）

- ①後方視野確保支援装置（バックカメラ）…… 6 台

#### 6. 申請時提出書類

- ①安全装置等導入促進助成金交付申請書（様式 1）
- ②導入する装置メーカー名・装置名称・型式・数量  
金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

#### 7. 交付決定日

安全装置等導入促進助成金交付決定通知書を F A X で送付する

#### 8. 実績報告期限 令和 4 年 2 月 28 日（月）

- 提出書類
- ①安全装置等導入助成事業実績報告書（様式 3）
  - ②安全装置等装着証明書（様式 4）
  - ③誓約書（様式 5）
  - ④請求書（写）…装置の数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの
  - ⑤領収を確認できるもの（領収書等（写））  
請求書と同額なもの（リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものが必要です）
  - ⑥リース契約書等・割賦販売契約書（写）  
装置メーカー名・装置名称・型式・数量の記載があるもの
  - ⑦装着車両の自動車検査証（写）

#### 9. 申請をされる方は、安全装置等導入促進助成金交付要綱（下記又は鳥ト協ホームページ掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL0857-22-2694

---

## 安全装置等導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会  
改正 平成 30 年 3 月 23 日

（目的）

第 1 条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等の導入に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第 2 条 助成の対象となる安全装置等（以下「装置」という。）は、次に掲げる装置で、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が認めたものとする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- 1 後方視野確認支援装置
- 2 側方視野確認支援装置
- 3 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- 4 I T 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(助成対象)

第3条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、新品装置を現金もしくは割賦販売での購入(以下「購入」という。)またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者(以下「会員事業者」という。)の、その際の導入費用(含む取付費、除く消費税)に対し助成を行う。

なお、前条第1号及び第2号のいずれにも該当する一体型である装置を導入した場合、全ト協会計から4万円を交付する。

(装着対象車両)

第4条 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第5条 1機当たりの助成金の交付額は、次のとおりとする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

また、国等の補助金および助成金の合計が装置の導入費用を超えない範囲とする。

1 後方視野確認支援装置の交付額は、導入費用の2分の1で限度額は60,000円とする。

助成金の内訳は、交付金会計で40,000円を限度に交付し、全ト協助成金は全ト協会計で20,000円を限度として交付する。

ただし、各会計の予算枠を超過した場合は、超過した会計の助成金は支払わないものとする。

2 後方視野確認支援装置で、ドライブレコーダー機器に相当する機能を有する一体型の場合は、安全装置等導入促進助成金とドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金との両方の助成金を交付する。

ただし、一体型の判断は、全ト協の装置一覧のとおりとする。

この場合の本要綱による1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の4分の1とし、限度額は前第1項のとおりとする。

3 側方視野確認支援装置の交付額は1機あたり、全ト協会計の全ト協助成金のみで20,000円を交付する。

ただし、全ト協会計の予算枠を超過した場合は、支払わないものとする。

4 呼気吹込み式アルコールインターロック装置およびIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の助成金の交付額は、全ト協会計の全ト協助成金のみで20,000円を交付する。

5 全ト協助成金は、国の補助金(安全装置等補助金のみ)が交付された装置には、交付しない。

(助成の上限台数)

第6条 1会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

(交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「安全装置等導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2「安全装置等導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第9条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式3の「安全装置等導入助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」(以下「実績報告書」という。)および様式4の「安全装置等装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、必要に応じて全ト協へ助成金交付請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、購入およびリースによる導

入とも会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた安全装置等導入促進助成金交付要綱および要領も適用する。

附則

本要綱は平成18年8月1日より施行する。

平成19年5月11日 一部改正(平成19年5月11日施行)

第2条1項、第3条、第5条、第10条

平成20年7月10日 一部改正(平成20年7月10日施行)

第5条

平成22年7月7日 一部改正(平成22年7月7日施行)

第2条第1項・第2項・第3項、第5条第2項、第11条

平成23年5月13日 一部改正(平成23年4月1日施行)

第2条第4項・第5条第1項・第11条第1項第4号

平成24年6月29日 一部改正(平成24年6月29日施行)

第2条、第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条

平成25年5月13日 一部改正(平成25年5月13日施行)

第1条、第2条・第1項・第2項・第3項、第3条、第5条第1項・第2項・第1号・第2号・第3項

平成26年3月18日 一部改正(平成26年4月1日施行)

第2条、第2条第3項、第5条第2項

平成29年5月24日 一部改正(平成29年4月1日施行)

第2条、第3条、第5条第3項・第4項・第5項、第11条、第12条、第13条

平成30年3月23日 一部改正(平成30年4月1日施行)

第3条、第5条第1項・第3項・第4項